

生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）

Q & A

注：Q&Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

令和4年6月30日版

農林水産省畜産局企画課

目次

I 概要	P 1
問1 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）は、どのような内容ですか。	
問2 全ての繁殖雌牛が対象となるのですか。	
問3 繁殖雌牛を導入するたびに交付されるものではないのですか。	
問4 事業に関心がありますが、どこに相談したらいいですか。また、今後のスケジュールを教えてください。	
II 交付対象牛	P 2
問1 交付対象牛の要件は何ですか。	
問2 市場導入だけでなく自家保留も対象になりますか。	
問3 導入時点で14か月齢以上の成牛は対象にならないのですか。	
問4 奨励金交付対象牛は、国又は（独）農畜産業振興機構からの繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けることはできますか。	
問5 預託牛も対象になりますか。	
III 交付対象頭数	P 3
問1 交付対象頭数の考え方は何ですか。	
問2 1生産者当たりの交付対象頭数の上限はありますか。	
IV 奨励金単価	P 4
問1 交付単価に違いを作った理由は何ですか。	
問2 単価に差が出る「50頭の経営規模」とはいつの時点の飼養頭数ですか。	
問3 期首時点の飼養頭数の考え方は何ですか。	
V 交付対象者	P 5
問1 交付対象者はどのような者ですか。	
問2 交付対象者の要件として、期首や期末の飼養頭数の制限はありますか。	
VI 取組主体	P 6
問1 取組主体とはどのような者ですか。	

VII 成果目標 P 6

- 問1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。
- 問2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。
- 問3 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。

VIII 畜産クラスター計画 P 7

- 問1 本事業を活用するためにクラスター計画を修正する必要がありますか。
- 問2 いつまでに畜産クラスター計画を策定、修正する必要がありますか。

I 概要

問1 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）は、どのような内容ですか。

(答)

- 1 牛肉の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を目指すためには、生産基盤の強化を一層図ることが重要です。
- 2 このため、令和元年12月に、和牛の生産量を平成30年度の14.9万トンから令和17年度に30万トンに増やす政策目標を「農業生産基盤強化プログラム」の中で設定しました。
- 3 本事業は、この目標達成に向けて、生産者が一定の要件を満たす繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じ奨励金（17.5万円以内／頭又は24.6万円以内／頭）を交付するものです。
（参照：Ⅳの問2）

問2 全ての繁殖雌牛が交付対象となるのですか。

(答)

- 1 本事業は、輸出に適した優良な和牛を増産するための繁殖雌牛の増頭を目的としており、全ての雌牛を対象とはしていません。
- 2 繁殖目的で導入・保留する雌牛で、子牛を生産する能力を有し、かつ、自身の子牛を生産することで後代牛の能力を一定水準以上に保つ能力を有する牛に対して奨励金を交付します。
（参照：Ⅱの問1）

問3 繁殖雌牛を導入するたびに交付されるものではないのですか。

(答)

- 1 期首（当年の1月1日）と期末（当年の12月31日）の飼養頭数を確認し、増頭実績に応じて奨励金を交付します。
（参照：Ⅲの問1）

問4 事業に関心がありますが、どこに相談したらいいですか。

(答)

- 1 事業実施主体は（一社）全国肉用牛振興基金協会です。
- 2 本事業に関してご質問等ありましたら、農林水産省畜産局企画課（03-3502-0874）及び（一社）全国肉用牛振興基金協会（03-5801-0772）もしくは、各地方農政局の畜産課にお問い合わせください。

II 交付対象牛

問1 交付対象牛の要件は何ですか。

(答)

- 1 繁殖に供している又は供する予定で、期首（当年の1月1日）から期末（当年の12月31日）の間に導入・保留した雌牛が対象となり、このうち増頭実績に応じて奨励金を交付します。
- 2 さらに、以下の全ての要件を満たす必要があります。
 - ① 繁殖に供している又は供する予定で飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種又は無角和種であること。
 - ② 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。
 - ③ 外部導入の場合、導入時点での月齢が満14か月齢未満であること。
 - ④ 国又は独立行政法人農畜産業振興機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。（参照：IIの問4）
 - ⑤ 当該牛の脂肪交雑の推定育種価又は期待育種価が、事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等（以下「対象県等」という。）において上位2分の1以上であること。
 - ⑥ 当該牛の枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値の推定育種価又は期待育種価のうち、1つ以上の形質の育種価が、対象県等において上位2分の1以上であること。

問2 市場導入だけでなく自家保留も対象になりますか。

(答)

- 1 本事業は、市場の価格動向等に左右されない、計画的な増頭を支援するため、自家保留の繁殖雌牛も対象となります。

問3 導入時点で14か月齢以上の成牛は対象にならないのですか。

(答)

- 1 本事業は、繁殖に仕向けられる雌牛の総数を増やすことを目的としていることから、導入時点で14か月齢以上の雌牛は、奨励金の対象とはなりません。
- 2 ただし、初妊牛（妊娠鑑定等で妊娠を確認する必要があります）を導入する場合には限り、14か月齢以上の雌牛も対象となります。

問4 奨励金交付対象牛が、国又は（独）農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けることはできますか。

(答)

- 1 国又は（独）農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けている場合は奨励金の対象牛とはなりません。本事業では、構成員ごとに繁殖雌牛台帳を作成し、また、構成員の増頭計画書内に他の事業の参加状況を記載することになっているため、事前に確認を行い、他事業と重複することがないようにご注意下さい。

問5 預託牛も対象になりますか。

(答)

- 1 本事業を利用する生産者が飼養し、飼養管理に係る経費を負担しているのであれば、預託を受けて飼養管理する場合も交付対象となることができます。
- 2 反対に、種付け等の理由で一時的に外部の農場へ預けている場合等も、その生産者が飼養していることを確認できれば交付対象となることができます。

Ⅲ 交付対象頭数

問1 交付対象頭数の考え方は何ですか。

(答)

- 1 交付対象頭数は、繁殖目的として飼養されている雌牛の期末（当年の12月31日）頭数から期首（当年の1月1日）頭数を差し引いた増頭数（期末頭数－期首頭数）のうち、交付対象要件を満たす牛の頭数となります。
- 2 また、飼養状況を確認する手段として、少なくとも、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別情報を経営体ごとに求めることとします。

問2 1生産者当たりの交付対象頭数の上限はありますか。

(答)

- 1 幅広い生産者を対象とするため、一定の上限は必要だと考えており、本事業では、肉用子牛生産コストを下げる50頭規模層を目安とし、1生産者当たりの交付対象頭数は、50頭を上限としました。

IV 奨励金単価

問1 交付単価に違いを作った理由は何ですか。

(答)

- 1 現在の繁殖経営をめぐる状況は、繁殖雌牛50頭未満の戸数の減少傾向が顕著であり、生産コストを鑑みれば、経営の継続のためには規模拡大が重要です。
- 2 このため、本事業では、子牛の生産コストの高い50頭未満の経営体が生産効率の向上を図るために規模拡大することを支援の柱としたところであり、奨励金単価について手厚く設定しました。

問2 単価の差が出る「50頭の経営規模」とはいつの時点の飼養頭数ですか。

(答)

- 1 期首（当年の1月1日）の飼養頭数に応じて奨励金単価を決定します。
- 2 したがって、期首において繁殖雌牛飼養頭数が50頭未満の生産者は、24.6万円/頭以内の奨励金単価となり、50頭以上の生産者は、17.5万円/頭以内の奨励金単価となります。

問3 期首時点の繁殖雌牛飼養頭数の考え方は何ですか。

(答)

- 1 期首時点において満9か月齢以上であり、繁殖雌牛台帳に記載された繁殖に供することを目的として飼養されている又は飼養される予定の雌牛であり、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種）をカウントすることになります。
- 2 また、飼養状況を確認する手段として、少なくとも、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別情報を経営体ごとに求めることとします。

V 交付対象者

問1 交付対象者はどのような者ですか。

(答)

- 1 交付対象者は、畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体の構成員である生産者です。
(参照：VIの問1)
- 2 したがって、畜産クラスター協議会が存在しない地域においては、協議会を設置し畜産クラスター計画を策定する必要があります。
- 3 また、交付対象者のその他の要件として、肉用子牛生産者補給金制度の契約者である必要があります。

問2 交付対象者の要件として、期首や期末の飼養頭数の制限はありますか。

(答)

- 1 飼養頭数の制限はありません。例えば、繁殖雌牛の飼養頭数が10頭未満の中小家族経営はもちろん、100頭以上の大規模経営であっても、交付対象者となることができます。
- 2 ただし、いわゆる大企業に該当する経営体（資本金3億円以上、従業員300人以上等）は対象外となります。

VI 取組主体

問1 取組主体とはどのような者ですか。

(答)

- 1 取組主体となる団体は、基本的には以下の2つパターンが考えられます。
 - ① 畜産クラスター協議会
 - ② 畜産クラスター協議会の構成員（農業団体など）
- 2 ただし、クラスター協議会の構成員に県や市町村などの地方公共団体が入っている場合もありますが、本事業では、地方公共団体は取組主体になることはできません。
- 3 今後、事業の申請や交付決定等の手続きは、事業実施主体と取組主体の間で行うこととなります。

(事業の流れのイメージ)

事業実施主体 ⇔ 取組主体 ⇔ 交付対象者

VII 成果目標

問1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。

(答)

- 1 成果目標については、事業実施年度を含めた3年後に「子牛販売額の10%以上の増加」又は「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」を設定する必要があります。

問2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。

(答)

- 1 成果目標は、本事業に取り組む各生産者において設定する必要があります。

問3 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。

(答)

- 1 畜産クラスター事業の施設整備事業や機械導入事業と同様、本事業においても要綱等に基づき成果目標の達成状況の報告が必要です。成果目標の達成状況により、必要に応じ、事業実施主体から指導が行われることがあります。

VIII 畜産クラスター計画

問1 本事業を活用するために畜産クラスター計画を修正する必要がありますか。

(答)

- 1 本事業を活用する場合は、「目的」や「行動計画」の欄に和牛の生産拡大に係る具体的な内容を記載していただく必要があります。
- 2 その際、生産者ごとに記載することが困難な場合は、例えば取組主体ごとに記載しても構いません。

問2 いつまでに畜産クラスター計画を策定、修正する必要がありますか。

(答)

- 1 要望調査を行った後、正式に交付申請を行っていただきますが、その際には畜産クラスター計画を添付していただく必要があると考えています。